

# 災害時における家屋被害認定調査実施規程

## 第1条（目的）

愛媛県土地家屋調査士会（以下「本会」という。）と市町との「災害時における家屋被害認定調査に関する協定」に基づき、災害時における家屋被害認定調査（以下「認定調査」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

## 第2条（平時の対応）

- 1 本会は、認定調査に必要な業務の実施体制を整えておくものとする。
- 2 本会は、市町からの認定調査の協力の要請に備え、市町職員との連絡体制を整えておくものとする。
- 3 本会は、認定調査の要請に必要な人員規模について算出し、人員が確保されるように努めるものとする。

## 第3条（研修）

- 1 本会は、認定調査に従事する会員が円滑に認定調査を実施することができるよう、必要な知識について研修を実施するものとする。
- 2 本会は、前項の研修が市町において行われる場合においては、会員の参加を促すものとする。
- 3 本会は、前二項の研修会の開催及び会員の参加の促進について、支部長に協力を求めることができる。

## 第4条（修了者名簿）

本会は、前条の研修を修了した会員の名簿を作成し備え付けるものとする。

## 第5条（費用の負担）

- 1 本会は、認定調査に従事した会員に対し、人件費及び旅費交通費を支払わなければならない。
- 2 前項の人件費等については、別に理事会で定めるものとする。

## 第6条（補償）

本会は、認定調査に従事した会員の業務上の事由による負傷、疾病、障害又は死亡等に対し、被会員の補償のための傷害保険等に加入しなければならない。

#### **第7条（事故等の対応）**

- 1 本会は、認定調査に従事した会員の業務上の事由による負傷、疾病、障害又は死亡等が発生した場合は、被会員の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。
- 2 本会は、前項の事故等の状況及び事故等に際して採った処置について、記録しておくなければならない。

#### **第8条（支部との連携体制）**

- 1 本会は、認定調査に必要な業務の実施体制の確保をするため、協定を締結した市町の区域に属する支部との連携その他必要な措置を講じるものとする。
- 2 本会は、支部長に対し、本会および他の支部との連携を密にし、支部会員が円滑に認定調査を実施できるように協力を求めるものとする。

#### **第9条**

この規程の改廃は、理事会の決議による。

#### **附 則**

この規程は、平成28年3月19日から施行する。